

循環型社会形成推進地域計画

◆ 循環型社会形成推進交付金の創設

● 目的

循環型社会形成推進交付金は、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的としています。

● 概要

市町村（一部事務組合を含む。）が広域的な地域（対象地域人口5万人以上又は面積400km²以上を構成する場合など）について作成する「循環型社会形成推進地域計画」（概ね5ヵ年）に基づき実施される事業の費用について交付されます。

① 循環型社会形成推進地域計画の作成

計画対象地域の市町村が、国及び都道府県とともに「循環型社会形成推進協議会」を設置する等、構想段階から協働し、3R推進のための目標と、それを実現するために必要な事業等を記載した循環型社会形成推進地域計画を作成する必要があります。

② 交付金の交付

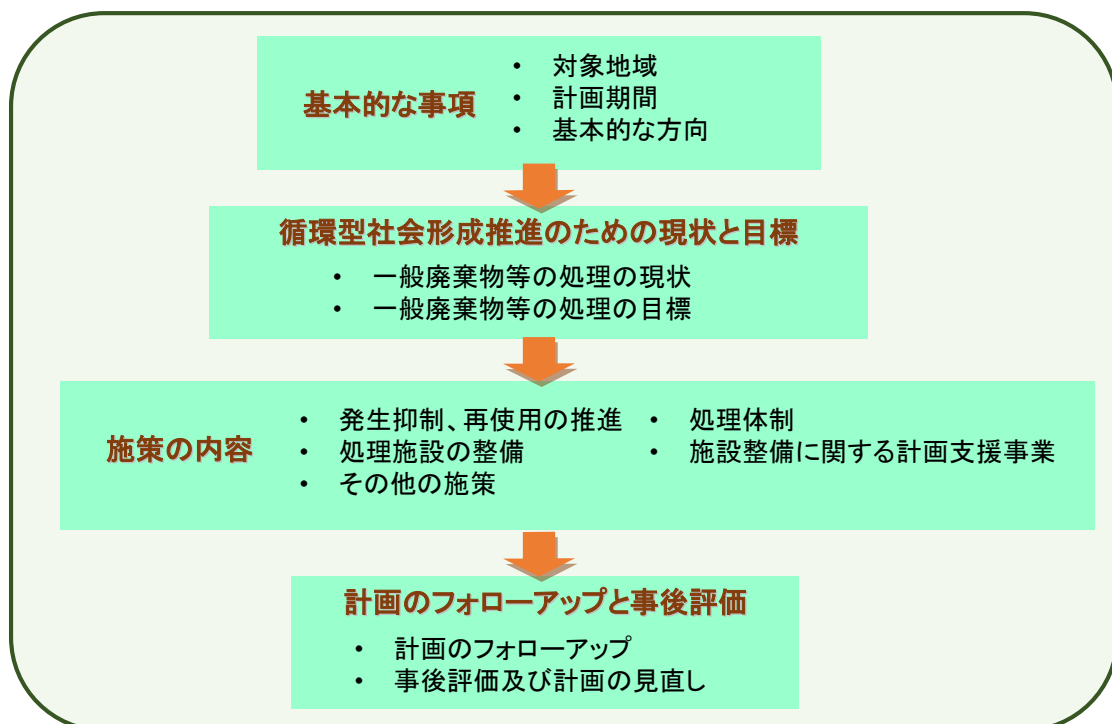
国は、循環型社会形成推進地域計画が、廃棄物処理法の基本方針に適合している場合、年度ごとに交付金が交付されます。

③ 事後評価

計画期間終了時、市町村に目標の達成状況に関する事後評価を求めることとし、その結果等についてチェックし公表する必要があります。

◆ 循環型社会形成推進地域計画の策定の手法

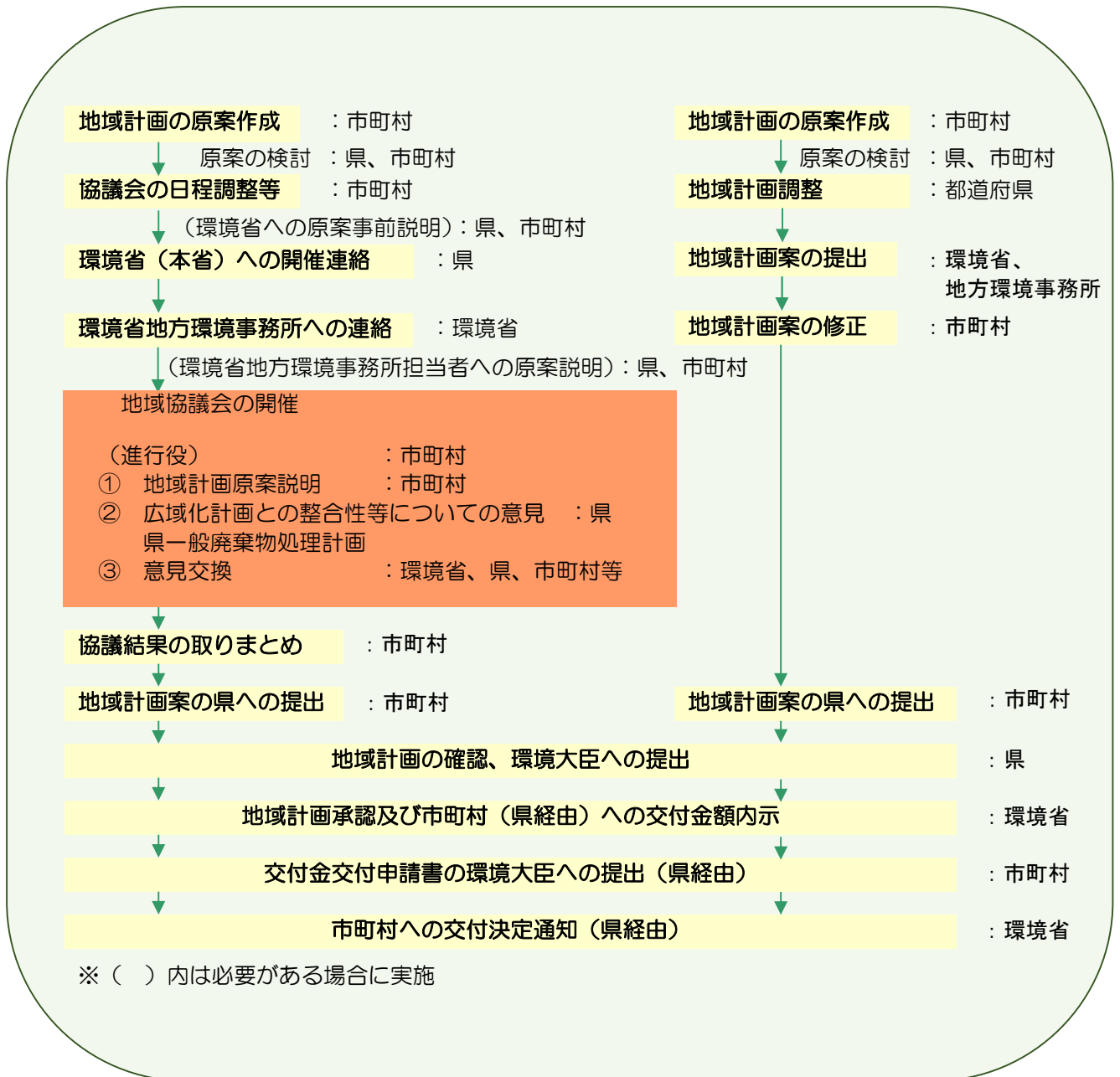
- 循環型社会形成推進地域計画は大きく分けて、次の4つの構成で策定します。



◆ 国、県、市町村の役割

- 国の役割
国家的見地から意見を述べる。
- 県の役割
広域的見地、専門的見地から技術的助言等を行い、市町村の地域計画作成を支援する。
- 市町村
地域計画の策定、協議会を開催する。

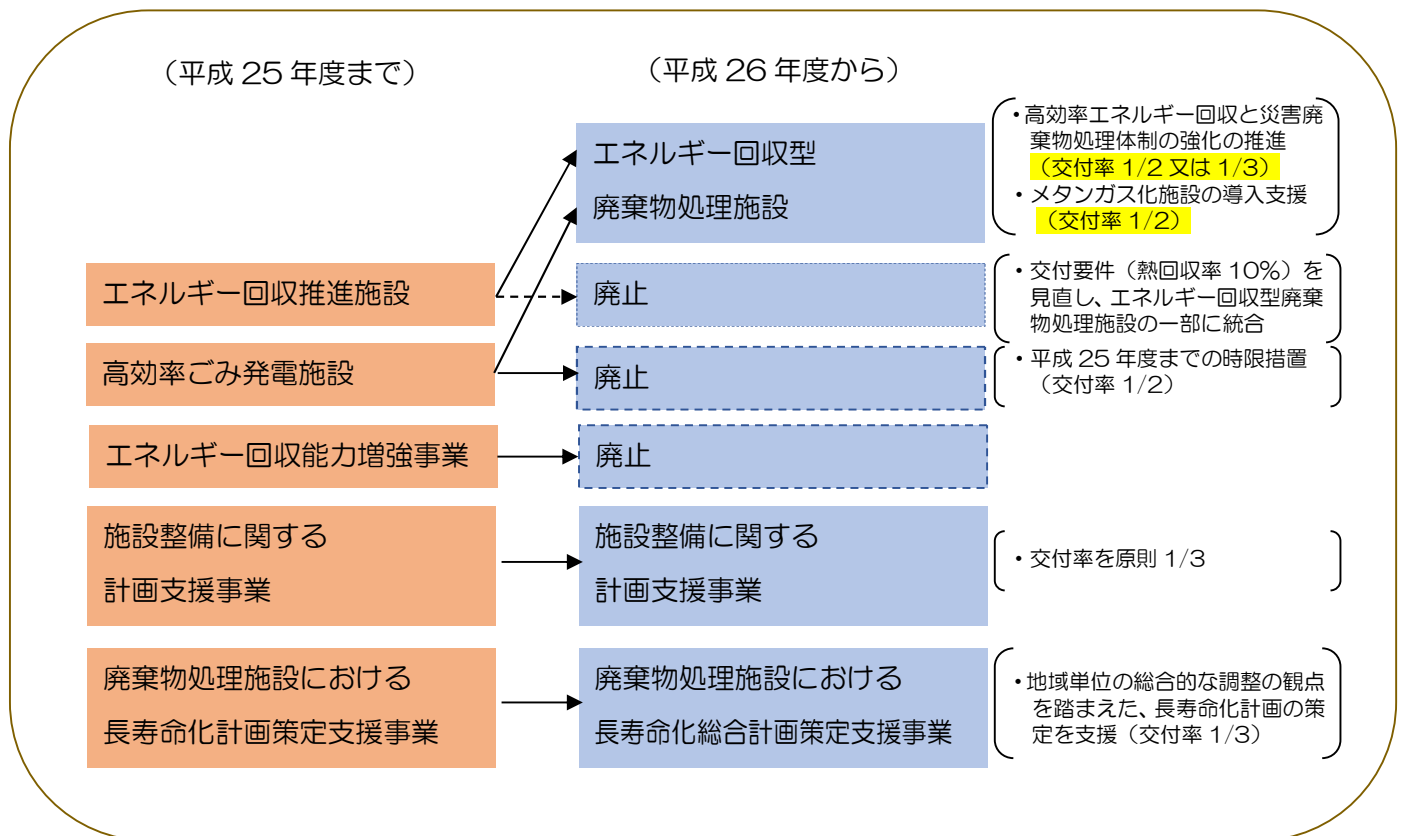
◆ 地域計画策定の進行フロー



◆ 循環型社会形成推進交付金の対象事業の見直しについて

廃棄物処理施設整備計画（以下「整備計画」という。）（平成 25 年 5 月閣議決定）により、平成 25 年度から 5 ヶ年の公共の廃棄物処理施設の整備の方向性が定められたところでありますが、整備計画が示す方向性を推進するため、循環型社会形成推進交付金において、高効率エネルギー回収及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する包括的な取り組みを行う施設に対して交付対象の重点化を図る事業が、平成 26 年度から新たに創設されました。

平成 25 年度から平成 26 年度に見直された循環型社会形成推進交付金における対象事業は以下のとおりです。



※エネルギー回収推進施設

平成 25 年度以前に着手し、平成 26 年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る「施設整備に関する計画支援事業」を平成 25 年度に実施している場合に限る。

※高効率ごみ発電施設

平成 25 年度以前に着手し、平成 26 年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る「施設整備に関する計画支援事業」を平成 25 年度に実施している場合に限る。

◆ エネルギー回収型廃棄物処理施設(交付率 1/2)の交付要件

ごみ焼却施設（ボイラ式焼却施設、水噴射式焼却施設）

- エネルギー回収率 24.5%相当以上（規模により異なる。）
- 整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること
- 二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めること
- 施設の長寿命化のための施設保全計画を策定すること
- 原則として、ごみ処理の広域化に伴い、既存施設の削減が見込まれること（焼却能力 300t/日以上の施設についても更なる広域化を目指すこととするが、これ以上の広域化が困難な場合についてはこの限りでない。）
 - ※「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するもの
 - ※平成 30 年度までの時限措置を予定

メタンガス化施設

- メタンガス化施設からの熱利用率 350kWh/ごみ ton 以上
- 施設の長寿命化のための施設保全計画を策定すること
 - ※「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するもの
 - ※平成 30 年度までの時限措置を予定

◆ エネルギー回収型廃棄物処理施設(交付率 1/3)の交付要件

ごみ焼却施設（ボイラ式焼却施設、水噴射式焼却施設）

- エネルギー回収率 20.5%相当以上（規模により異なる。）
- 施設の長寿命化のための施設保全計画を策定すること
 - ※「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するもの